

町田リサイクル文化センター建設時における協定書

協 定 書

町田市長大下勝正（以下「甲」という。）と、町田市清掃施設建設連絡協議会長 ██████████（以下「乙」という。）は、地域の生活環境を守るため、町田リサイクル文化センターに関する公害防止について、次のとおり協定を締結する。

（協定の基本理念）

第1条 甲は、公害の発生防止について、社会的責務を有することを強く自覚し、積極的に住民との連携を保ち、誠意をもってこの協定事項を履行するものとする。

（公害の防止）

第2条 甲は、施設の稼働にあたり、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭（以下「大気汚染等」という。）による公害を防止するため、必要な諸対策を誠実かつ適切に実施するものとする。

2 甲は、公害防止設備の維持管理にあつては、常にその機能が十分に発揮できる状態とし、「大気汚染等」公害の未然防止を図るものとする。

3 甲は、公害防止設備の改善に積極的に努めるため、技術開発に即応した研究調査を実施するものとする。

（測定検査等）

第3条 甲は、公害関係諸法規を遵守し、測定検査を行い、乙がそ

の検査記録の提示を要請したときは、これに応じるものとする。

(施設の変更)

第4条 甲は、重要な施設の改善、改良を行う場合は、乙にその計画を提示し、協議するものとする。

(緊急時の措置)

第5条 甲は、別表ノに定める基準を越えた場合、または越える恐れのある場合は、直ちに、焼却量の削減等必要な措置を行い、その補修、改善等適切な措置を講ずるとともに、重大なものについてはすみやかに乙に報告し、甲、乙確認したうえで運転を再開するものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めない事項について定める必要が生じたとき、この協定に定める事項について疑義が生じたとき、またはこの協定に定める事項について変更する必要が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

2. 乙の組織が変更改組されたときは、この協定書は新組織にそのまま引継がれるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印のうえ各1通を保有するものとする。

〔別表ノ〕

1. 大気関係

ばいじん量	0.03 ^g /Nm ³ 以下	(乾きガス)
硫黄酸化物	20 PPM	" (K=6.42)
窒素 "	150 PPM	"
塩化水素	80 PPM	"

2. 排水関係

都公害防止条例基準値以下

3. 騒音

敷地境界線で

午前8時から午後7時まで45ホン以下

午後7時から午前8時まで40ホン "

4. 振動

敷地境界線で

午前8時から午後8時まで

60デシベル以下

午後8時から午前8時まで

55デシベル以下

5. 臭気

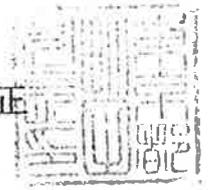
敷地境界線で悪臭防止法に定める規制基準

以下

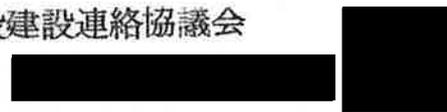
昭和57年 2 月 24 日

甲 町田市長 大 下 勝

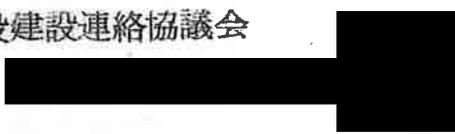
正



乙 町田市清掃施設建設連絡協議会
会長



立会人 町田市清掃施設建設連絡協議会
副会長



同

